

令和4年11月16日

食品ロス削減推進サポーター制度に御賛同いただける団体
御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

令和4年度 第2回食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座
の開催について（依頼）

日頃より消費者啓発、特に食品ロス削減の取組に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）に記載の「地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進」に基づき、「食品ロス削減推進サポーター（以下、サポーター）」制度を創設することとし、サポーター育成のための教材となる「食品ロス削減ガイドブック（以下、ガイドブック）」を作成いたしました。

食や環境問題に一定の知見を有した食生活改善推進員、環境活動団体等の皆様におかれましては、ガイドブックを活用した食品ロス削減推進サポーターとして御活躍いただきたいと考えております。

今年7月に第1回「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」を開催したところ、大変好評をいただきましたので、今般、第2回の講座を開催することとしましたので御案内いたします。

つきましては、食品ロス削減推進サポーターの御検討、及び御賛同いただける場合は、当該講座に御参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、御参加にあたりましては、別添受講日程確認票に参加可能な日を御記入の上、【令和5年1月6日（金）】までに、以下メールアドレスへ直接回答くださいますようお願いいたします。

なお、ガイドブックは、案内を受けた各都道府県又は指定都市から受領をお願いいたします。参加希望団体については、後日消費者庁から各都道府県又は指定都市へ情報提供させていただきます予定です。

別添 受講日程確認票「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」

【問い合わせ先】

〒100-8958

千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

担当：内藤、勝部、橋本

電話：03-3507-9244(直通)

メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp

食品ロス削減推進サポーター制度に御賛同いただける団体
御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

令和4年度 第2回食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座のプログラム

消費者庁は、地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、食や環境問題に一定の知見を有した団体の会員向けに、「食品ロス削減推進サポーター育成講座」を開催します。

本講座を受講し、簡易試験を受験後、消費者庁に御登録いただくことで、消費者庁は受講者を「食品ロス削減推進サポーター」に認定いたします。

ぜひ、御参加いただきますようお願い申し上げます。（申込締切：令和5年1月6日）

【講座プログラム】

日 時： 以下3日のうち、1日を選択いただきます。

令和5年2月 6日（月） 14:00 ～ 16:00 （2時間）

2月 8日（水） 14:00 ～ 16:00 （2時間）

2月 10日（金） 14:00 ～ 16:00 （2時間）

※各日、上限参加数 500 ユーザまで

開催方式： Zoom 接続による講座

※開催日が近づきましたら、消費者庁又は消費者庁の請負事業者から接続 URL をご案内いたします。

※受講のための接続端末、回線等は、受講団体または受講者側でご用意ください。

プログラム： ・開会あいさつ

・食品ロス削減推進サポーター育成の背景

・テキストを使用した学習

－食品ロスの現状

－食品ロス削減の手法、参考事例の学習（消費者編・事業者編）

等

・質疑

【講座に関する留意事項】

・第1回の講座を受講した方、サポーター認定済みの方でも、再受講可能です。ただし、内容は第1回と同様です。なお、上限を超える受講希望者があった場合は、調整させていただく場合がございます。

・講座で使用するテキスト（食品ロス削減ガイドブック）は、最寄りの都道府県又は指定都市からお受け取りください。

・当該サポーターは、単なる資格ではなく、地域において食品ロス削減の周知啓発行っていただくことを目的としております。団体の皆様におかれましては、御登録後、年1回程度、活動報告を行っていただくこととなりますので、予めご了承をお願い申し上げます。

消費者庁開催「食品ロス削減推進サポーター育成講座」受講の流れ

<講座の開催まで>

- ① 消費者庁が、都道府県及び指定都市に対して、講座の案内と受講者募集の依頼
- ② 都道府県、指定都市は、管轄下の市町村及び地域の活動団体等に対して、上記①の講座と受講者募集の案内
- ③ 受講希望団体等は、受講希望会員をとりまとめ、消費者庁に申込
- ④ 消費者庁は、受講希望団体の情報を団体が所在する都道府県又は指定都市にお知らせ
- ⑤ 都道府県又は指定都市は、消費者庁が既に提供しているガイドブックを、受講希望団体へ配付
- ⑥ 消費者庁は、講座の詳細を、受講団体窓口（代表）宛てにお知らせ
- ⑦ 受講希望団体は、受講者に講座の詳細を共有

<講座の開催>

- ⑧ 消費者庁主催で、サポーター育成の主旨の説明、及びガイドブックを使用した育成講座を開催
- ⑨ 受講者は、受講後に、試験（問題・小論文）を各自受験

※試験の解答は、団体の代表者もしくはご本人でガイドブック等を参照しながら、採点していただきます。解答が誤っていても、ガイドブックを再度確認し、復習していただくことで、再試験等は必要ございません。小論文も、サポーターとしての目標を明確に記載いただくことで、サポーターの活動の際の意識付けとしていただきます。このため、試験（問題＋小論文）の合否は、特段設けません。

<サポーター登録>

- ⑩ 受講者がサポーター登録を希望する場合は、各団体窓口（代表）が消費者庁へ申請※
- ⑪ 消費者庁は、認定手続きを実施の上、受講者の認定証を、受講者団体窓口宛てへ郵送（各受講者へは、団体を介して受け渡し）
- ⑫ 消費者庁は団体が所在する地方公共団体（都道府県、及び指定都市又は市区町村）に対して、上記⑩のサポーター登録状況を共有

※申請書は別途案内

(参考) 食品ロス削減推進サポーター制度に関する詳細

以下ウェブサイトをご確認ください。

○消費者庁食品ロス削減特設サイト

食品ロス削減推進サポーター向けページ

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/>